

令和5年度焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議 議事録

日時 令和5年8月10日(木)午後2時～
会場 焼津市総合福祉会館 多目的ホール

(小林議長)

要綱により議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに進みますようご協力をお願いします。なお、本会議は、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、本会議の公開及び会議録を市ホームページにて公開させていただきますので予めご了承ください。それでは議事に入ります。はじめに、事前に配付いたしました地域福祉計画・地域福祉活動計画成果目標管理表に関する主要事業の進捗状況につきまして、市健康福祉部及び社会福祉協議会より説明があります。事務局をお願いします。

(佐藤地域福祉課長)

それでは地域福祉課が関連する項目についてご説明します。資料は6ページをお願いします。初めに、No.10の民生委員充足率であります。令和4年度は民生委員・児童委員の改選の年でありました。定数251名に対し250名の委員を委嘱することができました。目標は達成できませんでしたが、民生委員・児童委員の高齢化が進む中、達成率は99%で評価すべきと考えております。今後は、欠員している地区に働きかけ、補充できるよう図るとともに、引き続き活動内容の啓発、活動の支援を行います。次に、15ページをお願いします。No.24、個別計画を作成している避難行動要支援者数であります。コロナ禍で自治会の役員、民生委員・児童委員の訪問は行いませんでしたが、郵送による作成依頼をした結果、対象者2,410人のうち1,289人が個別計画を作成しました。既存の計画と合わせ1,537人の計画作成となり、達成率は87.8%でした。今年度は、訪問を再開する予定で、個別計画作成の必要性を周知し、地域での防災意識を高め、要支援者を支援する体制を強化します。次に、資料の24・25ページをお願いします。No.38、保護を受けながら自立や社会参加に向けた取り組みをしている世帯の割合であります。生活保護受給者世帯にアンケートを行い155世帯から回答があり、そのうち143世帯が取り組みを実施しているという回答があり、92.3%でありました。今後につきましても生活保護受給者が社会参加できるよう訪問等を行い、指導していきたくと考えております。次に、No.39、就労支援を行った生活保護受給者の就職率であります。25人が就労支援に参加し、10人が就職することができました。うち、4人は生活保護が廃止となり、自立することができました。今後も、生活保護受給者への就職支援を実施し自立の促進を図ってまいります。資料27ページをお願いします。No.43～No.46は成年後見制度の利用促進に関する成果目標であります。No.43とNo.44の成年後見制度の周知であります。ホームページや広報誌等への掲載、関係機関へのチラシの配布を行い、周知を図っております。そのほか、普及啓発のための講演会、出前講座を行い、制度及び相談窓口の周知も行いました。今後も引き続き広報及び啓発を行ってまいります。なお、実績値に数値を記載していないのは、アンケートを行っていないため成果の実績が集計できていないためであります。次に28ページをお願いします。No.45、ケース会議において、専門職が参加した上で受任調整やチームへの専門的助言等が行われているでありますが、令和4年度はケース会議を9回開催し、検討件数は20件でありました。いずれの会議においても専門職が参加し、専門的助言を受けることができ、ふさわしい制度利用の検討を行いました。今後も取り組みを継続して行っていきます。次に、No.46です。市民後見人登録者のうち、市民後見人として活動している割合であります。登録者13名のうち、令和4年度は3名が後見人として選任されましたが、年度末時点では2名であり、達成

率は15.4%ありました。今年度も引き続き取り組みを行います。また、今年度は2名の方が市民後見人養成講座を受講しております。以上、地域福祉課の実績報告であります。

(小野田障害福祉課長)

障害福祉課分について、ご説明いたします。3ページをお願いします。No.5 手話通訳者の人数についてご説明します。障害福祉課では、手話通訳者を増やすための事業として、16歳以上の市民を対象とした手話奉仕員養成講座を開催しています。手話奉仕員養成講座は、入門編と基礎編があり、焼津市では通常1年を通して、入門編と基礎編の講座を開催していますが、令和3年度と令和4年度については、コロナウィルス感染予防のため、令和3年度に入門編、令和4年度に基礎編と年度をまたいでの開催となりました。令和4年度の取組実績としては、令和3年度の入門編の受講者12名が、基礎編に受講いただき、その内6名の方が基礎編を終了しています。なお、手話通訳者になるには、市で開催する手話奉仕員養成講座を受講後に、県が開催する手話通訳者養成講座を3年間受講し、その後、年1回開催される全国統一試験に合格して、初めて手話通訳者となります。手話通訳の資格取得後は、市の手話通訳者として登録していただき、市が行っている手話通訳者派遣事業の手話通訳者となっただけでいただきます。令和5年度は、入門編と基礎編を開催し、入門編には30名の方に参加いただき、現在講座の開催中があります。また、令和5年度は、広く市民の方に手話に興味を持ってもらえるための取組みの一つとして、市内小中学校を対象とした、障害福祉課のろう者職員による手話出前授業を企画し、これまでに小学校1校で開催し、今後は小学校3校、中学校1校での開催を予定しております。今後も、より多くの方に手話に興味を持っていただけるよう、PR等を検討してまいります。次に、本日差し替えをお願いしました資料の24ページをお願いします。No.37 ハンディキャブの利用件数についてであります。車椅子が利用できるリフト付乗用車を貸し出すことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的として、福祉車両の貸出事業を行っています。令和4年度は、431件、1,199名の利用があり、令和3年度と比較し、42件、127名増加しており、利用率は10.8%の増加でした。対象者は、車椅子常用者等の一般の交通手段の利用が困難な身体障害者の方で、対象車両は、ウェルシップにハイエース1台、軽自動車2台の計3台、大井川地区のほほえみにキャラバン1台、軽自動車1台の計2台を配置しています。利用の主な目的は、病院等の通院のために利用されています。令和5年度も継続して事業に取り組んでまいります。

(杉山地域包括ケア推進課長)

最初に進捗管理表2ページの4番 認知症サポーター数についてご説明いたします。この事業は、認知症サポーターの養成が主な事業となります。事業概要は記載のとおりでございますが、令和4年度は、前年度比645人増で、目標値の14,800人に対する達成率は、90.1%となりました。本年度は、市民の認知症への関心が高まっているため、講座を実施していることを周知し、受講者の増加を目指します。次に8ページ15番 地域支え合い協議体が新たに取り組む地域課題数について説明いたします。これは、生活支援体制整備事業として、住民同士が地域の課題や生活支援について話し合う場として、中学校区を単位とした第2層ささえあい協議体及び各協議体での課題を統括する第1層ささえあい協議体を開催し、高齢者の生活課題の解決を図るものでございます。各地区には、社会福祉協議会への委託で、生活支援コーディネーターを配置し、協議体の運営支援や地域資源の把握、マッチングなどを行っています。また、目標値の18件に対する達成率は、77.8%と、取り組む地域課題は減少したものの、第2層協議体は各地区とも4回程度は開催され、活発な議論をしていただきました。本年度は、生活支援コーディネーターが、個別の高齢者の困り事の事案をきっかけに、地域課題や地域資源の

把握等ができるよう、高齢者の情報がある地域包括支援センターとの連携を強化していく予定であります。次に、9ページ16番 地域支え合い協議体実施回数、第1層ささえあい協議体について説明いたします。これも生活支援体制整備事業となります。先ほど、No.15にて包括的に説明済みですが、こちらの第1層ささえあい協議体は、各地区の協議体から抽出された市全域の課題を協議する場でございます。目標値に対する達成率は、50%となりました。本年度は、既に第1回目の第1層地域ささえあい協議体を6月2日に開催し、ゴミ出し支援と移動支援について意見交換を行っており、今回は、12月頃の開催を予定しております。次に、12ページ20番居場所開設数について説明いたします。この事業は、居場所づくりの推進が主な事業となりますが、市民が主体となって取り組む居場所の開設・運営支援や居場所づくりを行う市民・居場所づくり推進員の育成を行います。地域特性を活かした生きがい、社会参加、見守り、地域支えあいの要素を持つ事業として、推進するものです。申し訳ございません。令和4年度の実績値と達成率が抜けておりますので、補記をお願いします。目標値の42件に対する実績値は40件、達成率は、95.2%でございます。本年度も、人材育成を引き続き行うとともに、立ち上げた居場所が継続できるよう、居場所づくり推進員の研修や交流の場を設け、開設後のフォローを実施していく予定でございます。次に14ページ23番 さわやかクラブ会員数について説明いたします。この事業は、高齢者の生きがいとなる活動や健康づくりを行うさわやかクラブの活動に対して支援するもので、目標値の1,100人に対する達成率は、67%と会員数はコロナの影響等もあり減少傾向ではありますが、概ね、前年度の会員数は維持されております。次年度は、会員数と活動の維持のため、事務局職員の体制を強化し、活動の活発化を図る予定でございます。次に、23ページ35番 生きがい活動支援通所事業の利用者数について説明いたします。この事業は、生きがい活動通所支援事業が主な事業で、家に閉じこもりがちな高齢者に対して、要介護状態への進行を予防するため、日帰りで日常動作訓練や趣味活動等のサービスを提供し、生きがいを持てる健やかな生活の確保に必要な支援を行うもので、目標値の7,500人に対する達成率は、102.2%となりました。本年度は、市は、利用者を増やすため、定期的な周知に努め、社会福祉協議会は、利用者のニーズを聞き、提供内容の見直しや、充実を図り、利用者数の安定に努める予定であります。次に、23ページ36番 地域包括支援センターによる高齢者の総合相談件数について説明いたします。この事業は、地域包括支援センターが、高齢者の総合相談窓口として、専門職員が高齢者の介護や福祉に関する相談、高齢者虐待や権利擁護に関する様々な相談をワンストップで対応する事業になります。目標値の7,000人に対する達成率は、82.4%となりました。相談件数は、地域包括支援センター運営協議会でも報告しており、集計の仕方を変更したため数字上は減少していますが、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加等により、1件あたりに関わる時間が増加している現状もあります。本年度は、引き続き、多様化・複合化する相談内容に的確に対応するため、関係機関との連携強化を図るとともに、各包括の専門職同士が集まる部会での事例検討などを通じ、専門職のスキルアップにも努めていく予定でございます。

(小長谷社協地域づくり課長)

説明に入る前に、字句の修正をお願いします。20ページのNo.31日常生活自立支援事業契約数の令和4年度実績値を58件から57件に修正して下さい。それでは、社会福祉協議会から、基本目標ごとに、説明させていただきます。基本目標1では、まず、1ページの、No.1ふくしのスズメ参加人数とNo.2出前講座の実施回数を、福祉教育の推進の成果目標としていますが、特に、No.2の出前講座の実施回数は、回数、参加人数とも目標を大きく上回りました。3ページ下段のNo.6社会福祉大会の参加者数を、互助意識の醸成の成果目標としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年度は大会を中止し、令和4年度は、一部人数制限し開催しました。人数制限により、参加者数は

31. 4%の220人にとどまりましたが、大会参加者数の増減が互助意識の醸成につながるかと言えば疑問もあります。次に、4ページのNo.7 ボランティア連絡協議会の加入団体数、No.8 ボランティア相談件数、5ページのNo.9 ボランティア活動参加者数を、人材育成の成果指標としていますが、相談件数や参加者数は目標を達成しています。基本目標2では、6ページのNo.11 ふれあいネット数、7ページのNo.12 赤い羽根共同募金助成数、No.13 の歳末助け合い募金助成数、8ページのNo.14 歳末助け合い募金助成数を小地域福祉活動への支援・活性化の成果目標としていますが、助成数の増減が小地域活動への支援・活性化につながるかと言えば疑問もあります。また、ふれあいネット数は、年々減少しているのが課題となっています。令和4年度に手引を作成したので地区民協で事業の周知と理解を広げるべく説明をしていきます。10ページのNo.17 地域ささえあい協議体実施回数・第2層ささえあい協議体、11ページのNo.18 焼津市社会福祉法人連絡会開催回数を、地域ネットワークの構築と周知の成果目標としていますが、ささえあい協議体は前年度を上回る会議を開催し、居場所づくりは新たに7ヶ所開設、外出支援も5件スタートすることが出来ました。また法人連絡会では委員会を設置し、福祉相談窓口開設に向け準備を進めました。13ページのNo.21 地域ふれあいサロンの数、14ページのNo.22 おもちゃ図書館利用者数を住民活動の支援の成果目標としていますが、居場所づくり講座の開催等により、地域ふれあいサロンの数は4ヶ所増え、88ヶ所で活動しています。18ページのNo.29 災害ボランティア本部開設訓練実施回数を、防災・防犯活動の促進の成果目標としていますが、新たに土岐市社会福祉協議会と災害時相互支援に関する協定、焼津ロータリークラブと災害ボランティア活動の支援に関する協定を、結ぶとともに、1月には、9月に起こった台風15号被害に対する支援活動を、市、社協、県社協、個人ボランティア、青年会議所、ボランティア団体と振り返る取組を行い、関係団体との繋がりを深めることができました。基本目標3では、20ページのNo.31 日常生活自立支援事業契約数、22ページのNo.34 会食型給食サービス事業参加者数を福祉サービスの充実の成果目標、No.32 ふくしなんでも相談対応件数、21ページのNo.33 権利擁護センター相談件数を包括的な相談支援体制の充実の成果目標としていますが、ふくし何でも相談は基準となる令和2年度の数字が新型コロナの特例貸付により数字が大きくなっているため、特例貸付の受付が終了した令和4年9月以降は大幅に減少しており、今後目標値の見直しが必要になります。No.41 社会福祉協議会ホームページ閲覧数、No.42 社会福祉協議会ブログ数を情報提供の充実の成果目標としていますが、9月の台風15号の被災者支援活動や10月の福祉月間の取り組みを掲載したところ閲覧数は増加しました。以上、社会福祉協議会の報告とさせていただきます。

(小林議長)

ありがとうございました。ここで、質疑に入る前に、見原委員より事前質問をいただいておりますので、質問に対する回答を事務局よりお願いします。

(杉山地域包括ケア推進課長)

事前質問として、サポーターを養成するだけでなくどう生かしていくか、養成後の活動はどのようになっているかとの、ご質問をいただいております。市では、認知症サポーター養成講座及び応用編であるステップアップ講座を受講した人が、チームを組み、認知症の人を支援する取組を行うチームオレンジの創設を進めております。令和4年度から、創設等に向けた支援を行う「チームオレンジコーディネーター」を1名配置しました。養成講座の受講生のうち、活動をしたいと考える方を積極的に支援しております。

(小野田障害福祉課長)

ご質問のありました、No.5 手話通訳者の人数に係る要請後の活動についてお答えします。

手話通訳者になるためには、先ほど説明させていただいたとおり、市の手話奉仕員養成講座を受講後は、県主催の手話通訳者養成講座を3年間受講し、その後に手話通訳者全国統一試験に合格して手話通訳者となります。市の手話奉仕員養成講座受講者で、令和4年度に県の手話通訳者養成講座を受講した方、手話通訳者全国統一試験を受験した方はいませんでした。直近では、令和元年に手話通訳者全国統一試験に1名合格し、市の手話通訳者として登録していただいております。市の手話奉仕員養成講座を修了者には、その後の手話通訳者養成講座の受講を案内していますが、養成期間が長く資格取得までに時間がかかることや、手話サークル活動に参加し、手話通訳者養成講座の受講までに至っていないという状況もあります。市としましては、今後も手話通訳者が増えるよう、奉仕員養成講座に加え、広く市民に手話への興味を持っていただくよう、活動を継続してまいります。

(佐藤地域福祉課長)

No.10 民生委員充足率で、今後の補充の予定はどうかであります。昨年12月の一斉改選において1名の欠員となっております。引き続き自治会へ推薦の依頼を行っていますが、現時点では推薦の目途は立っておりません。

(小長谷子育て支援課主幹)

ファミリーサポート事業の提供会員の稼働率につきましては、8月現在、提供会員の登録者数187人のうち、95人が活動を行ったことのある会員で、稼働率は約50%になります。約半数に当たる92人は活動実績がありません。ここ2年の間で運用の見直しを行い、3年に1回はフォローアップ研修を受講していただくように案内を行っているほか、ステップアップ研修や依頼会員と提供会員の交流イベントを開催するなど、活動しやすい雰囲気づくりにも力を入れているところです。

(小長谷社協地域づくり課長)

No.29 災害ボランティア本部開設訓練実施回数について、訓練を通じて得るものは何かですが、本部の基本的な仕組み、流れを社協職員及び行政等の多くの関係者と共有することが挙げられます。災害ボランティア本部は、災害時に焼津市総合福祉会館ボランティアビューローで開設されます。しかし、最近の災害は想像の上をいくものになっており、規模や災害の内容の違いにより、この部分はICTで進める、これ以降の部分は現地近くの公園で行う、ということも考えられます。このような混乱する時期に、関係者がすぐ理解し、スムーズに取り組めるよう基本的な本部の仕組みを意識した訓練を行います。ボランティアと情報共有し、訓練に役立っているかですが、訓練に役立っている点については、訓練で出た内容を必要に応じ反映していますが、最近では実際に活動した内容を反映し役立っている場面が多いです。焼津市社協では、昨年台風15号の際、東益津地区での支援活動を行いました。現在のマニュアルは、この支援活動で学んだ内容も反映しています。また、熱海市の被害から始まった静岡県内における支援活動も参考にしています。今年6月2日の台風2号の初動についても昨年を踏まえて行いました。ボランティアとの共有については、昨年の東益津地区における支援活動等を通じ、知り合った方や協定を結んでいる団体とフェイスブックでグループを作り情報提供し連絡を密にしています。No.31 日常生活自立支援事業契約数についてですが、従事する職員について資格要件はありませんが、事業の内容と対象となる利用者を踏まえて、現状では正規職員は社会福祉士の資格を有している職員を配置しています。具体的なサービス内容については、福祉サービスの利用援助として、福祉サービス等に関する情報を提供し、必要

な手続きや日常的に必要な事務手続きを支援します。また、日常的金銭管理サービスとして、銀行などへ行って生活費や食費などの日常生活に必要なお金の出し入れを行い、本人へ届けたり、必要な支払いの支援を行います。支援は、収入を把握した上で作成した計画に基づいて実施し、書類等預かりサービスとして、預金通帳や印鑑など貸金庫で保管します。

(佐藤地域福祉課長)

No.24 保護を受けながら自立や社会参加に向けた取り組みのところで、アンケート対象は全生活保護受給者世帯かという質問ですが、アンケートは施設入所者、長期入院者等を除いた 502 世帯に配付し、155 世帯からの提出がありました。次に、現在の生活保護世帯数と保護率、世帯類型別の数ですが、令和 5 年 6 月末時点ですが、保護世帯 682 世帯、876 人で、保護率は 0.64%であります。世帯類型別は、高齢者世帯 362 世帯、母子世帯 37 世帯、障害者世帯 78 世帯、傷病者世帯 135 世帯、その他 70 世帯となっております。次に、回収率向上のために、ケースワーカーが聞き取りしたらどうか。というご質問ですが、アンケート期間中に全世帯をケースワーカーが訪問することは難しいですが、頂いた意見も今後の参考とさせていただきます。No.39 就労支援を行った生活保護受給者の就職率で、面接スキルの向上のために実施していることはというご質問ですが、企業の採用面接の想定問答をもとに模擬面接を行っております。また、就労開始した生活保護から脱却したケースであります。10 人のうち 4 人が生活保護から自立ができました。次に、No.46 市民後見人登録者のうち、市民後見人として活動している割合でのご質問で、取り組み実績が 3 人選任されたとのことだが、3 人が後見人として、対象者への後見活動を始めたとして解してよいか。というご質問であります。そのとおりでございます。ただし、1 人は令和 4 年度中に亡くなっているため、末時点では市民後見人に選任された方は 2 名となります。最後に、全体を通してのご質問であります。取り組みに対する評価について、評価と達成率を見ると、達成率 40%で、ある程度取組めたとある、また 100%でもある程度取組めたとある。また、90%で十分取組めたとあるが、評価と達成率の関係が項目ごとに差異がある。この点は、というご質問ですが、取り組みに対する評価については、「十分取組めた」「ある程度取組めた」「あまり取り組めなかった」「ほとんど取り組めなかった」の 4 段階で評価しております。達成率につきましては、項目のほとんどが令和 8 年度に向けての数値となりますが、事業ごとに目標値に向けての推移が異なることから、評価基準を設けずに各担当による評価としております。次に、今年度が本計画の中間にあたることから、前期の評価についてどう考えるか。併せて、今回は SDGs との関連付けを行っているので、こちらの評価を行う考えはあるか。というご質問ですが、本計画は令和 3 年度から 6 年間の計画期間で開始され、今年度が 3 年目に当たります。前期の評価、必要に応じた計画の見直し、目標年度が令和 5 年度までとなっている項目につきましては、今年度中に推進会議を開催し見直しをしたいと考えます。また、施策の推進に当たって定められております SDGs との関連付けにつきましても、併せて評価してまいりたいと考えております。

(小林議長)

事務局からの説明が終わりました。それでは、説明のありました目標進捗管理表に関する事業につきまして質問、今後の取り組みや課題に対するご意見等がございましたらお願いいたします。

(見原委員)

手話通訳者の人数ということで、手話通訳者になるための道のりが長いということはよくわかったが、手話通訳者になってどんな活動をしているのか聞きたい。

ファミサポの会員数の関係ですが、私も仕事の中で里親の支援をやっている。社会福祉法の中で施設よりも里親という風になっていて、稼働率が気になっている。里親も4割程の稼働率であり、ファミサポの状況について聞かせてもらった。ファミサポの事務局と情報交換させていただいてまた教えてもらいたい。

災害ボランティアの関係で、ボランティアの連携を今後も積極的にやってもらいたい。生活保護世帯も増えてきている。高齢者も増え年金だけの生活は大変なので、生活保護以外で支えられること、居場所づくりが大切なのではないかと思った
取り組みに対する評価は担当者の評価となるとのことだが、数字を見てわかる評価の方がわかりやすいと思うので何かいい方法があれば考えてほしい。

(小野田障害福祉課長)

手話通訳者について、市が実施している手話通訳者派遣事業がありまして、聴覚障害者の方の病院の付き添いや手続き、また、手話奉仕員養成講座で講師をお願いしています。

(小林議長)

目標進捗管理表に関する説明が終わりました。今後の取り組みや課題に対するご意見、ご質問があればお願いします。地域福祉計画を進めるうえで、課題等をみなさんで話しあえればと考えておりますがいかがでしょうか。

(小林議長)

10 ページNo.17 第2層ささえあい協議体について 地域の中で課題をみんなで話し合う協議体として、実績値 75.6%と焼津地区は第2層協議体が進んでいる、大井川地区は協議体の開催ができていないが 大井川地区の状況になにかあるのか

(松田地域包括ケア推進課係長)

大井川地区でも以前に1回開催しましたが、旧大井川町で3,000人程度の規模があることや、小学校区が3つあり生活が少し違うのでうまくいかなかったという経緯があります。現在、見直しを行っており小さい地区で協議体を開催する予定でいます。今年度、社会福祉協議会にニーズを把握してもらっていますので、今年開催する予定です。

(小林会長)

改善してくれている、いい方向で進んでいるということですね

次に、14 ページNo.23 さわやかクラブの会員数ですが、目標 1,100 人に対し 737 人ということではなかなか厳しい状況にあると思う。問題があるのか現状をお聞かせください。

(滝澤委員)

加入の促進は毎年行っているが、地域の単位クラブは高齢化が進んでいて、会長や会計なども高齢化で辞めてしまう。現在は、直結クラブを作って単位クラブには属さず、直結支部に加入してもらい辞めないでいいようにしている。会員は少しずつ増えていて現在は 200 人くらい在籍している。地区によっては、さわやかクラブに入っていないグループもある。直結支部は個人で入れるが、今後できるだけグループで入るように依頼していく。

(小林会長)

さわやかクラブの活動は、生きがいづくりには大変重要になってきます。ひとつ大きな問題としては、会員の高齢化がありますが、若い高齢者の方たちが参加できるような仕組みづくりが重要になってくると思います。

(滝澤委員)

11 ページNo.19 ファミリーサポートの課題の中で、提供会員養成講座を全日土開催とあるが、今まではどのように開催していたのか。

(小長谷子育て支援課主幹)

養成講座は、年2回、6月と2月に平日開催していました。全部で20時間程度2日間かけて行われるので、平日参加できない方は受講できない状況でした。若い方は参加が難しい状況でしたので、今年度は週末開催でやってみようかと計画しています。また、依頼会員が若い世代になりますので、その方たちが退会される際に提供会員になっていたきたいという思いもありますが、なかなか難しい状況です。今年は6月に第1回目を開催しましたが、子育てが終わっていない世代の方はお見受けしなかった状況です。

(小林会長)

21 ページNo.33 権利擁護センター相談件数について、目標150件に対し令和3年度286件、令和4年度261件と大幅に多い相談件数となっています。これは、私たちが想像している以上に認知症の方が多くいるのかと感じています。地域の現状として焼津市はどうでしょうか。

(大畑委員)

特に認知症が増えたということではないと思いますが、誰もが歳をとれば物忘れが多くなってきます。家族はいても遠くにいる場合など、今後、成年後見制度を使っていく方は増えていくと思います。お年寄りの一人暮らし、二人暮らしも増えてきています。民生委員としてそういう相談を受けることもあります。

(小長谷社協地域づくり課長)

件数は、令和5年度の状況を見ますと、月に20件前後ということで、200～240件になってきます。相続の関係で法律が変わり、相続を放置しておくとならぬお金がかかるという状況になると決まったのが、令和2年か3年くらいに決まったので、それを含めて相談が増えたのかと感じています。

(見原委員)

権利擁護センターと28ページの成年後見支援センターと、利用者(市民)の方がどれだけ違うのか認知されているのかというところが気になっています。権利擁護と成年後見と勘違いをしている人がいると感じています。

(小林議長)

他にご質問等ございますか。それでは、質疑がないようですので次に移ります。続きまして、「困りごとマルっとサポート事業(重層的支援体制整備事業)」についてです。令和3年度の社会福祉法の改正に伴い、各自治体において包括的な相談支援体制の整備が求められております。この事業は、福祉にかかる様々な分野の支援に対し、横断的な連携が求められているものであり、地域福祉計画にもある地域共生社会を目指すための重要な制度となっておりますので、焼津市の状況につきまして、事務局より説明をさせていただきます。

(河口地域福祉課係長)

困りごとマルっとサポート事業について説明いたします。本事業の正式名称は重層的支援体制整備事業です。焼津市においては、覚えやすさや、事業イメージが伝わりやすくなるよう、困りごとマルっとサポート事業という呼称といたしました。この事業は、地

域福祉計画・地域福祉活動計画上において、計画書 73 ページの、包括的な支援体制の構築に位置付けられております。事業概要については、資料 1 ページをご覧ください。重層的支援体制整備事業は、個人、家庭のもつ課題が複雑化・複合化していることや、制度の狭間で支援が届きにくい方にも支援を届ける仕組みとなっております。包括的相談支援事業、参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、地域づくり事業をもって構成されております。役割は、包括的相談支援事業により様々な相談を受け止め、多機関協働事業で問題の整理をし、関係機関を招集した会議を開催いたします。会議では、支援プランの検討や役割分担を行います。役割分担の中、単一分野では対応が困難な場合は、新設されるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業を活用し支援を行う流れとなっております。これらの支援の流れで表出した課題や、地域の情報を、地域づくり事業により活かし包括的な支援が実施できる地域を目指します。本事業を実施する背景には地域共生社会を目指した地域づくりにあります。2 ページをご覧くださいと地域共生社会についての記載があります。3 ページには地域共生社会における本事業の位置づけがあります。地域共生社会の実現を目指し、地域福祉の推進をし、地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取り組みを進め、包括的な支援隊の整備をする事業として重層的支援体制整備事業が位置付けられています。4 ページをご覧ください。なぜ地域共生社会を目指すのかについての資料です。現在の福祉政策は対象者が年齢や状態により限定されており、制度の狭間が生じ支援の届きにくい方が存在します。ヤングケアラーや、8050 事例などが例として挙げられやすいです。これらの状況の解消に向けることも、地域共生社会目指す一因として考えられております。5 ページをご覧くださいと、本事業において対象となる各分野を図示した資料となります。6 ページをご覧ください。焼津市では、この制度をベースにひきこもり、成年後見、自殺対策の分野を横断する施策の中核機関を統合し、総合中核機関として困りごとマルっとサポートセンターを今秋の設置を目指して準備を進めております。説明は以上となります。

(小林議長)

事務局からの説明が終わりました。それでは、困りごとマルっとサポート事業につきまして、質問等がございましたらお願いいたします。

(見原委員)

困りごとマルっとサポートについては、以前新聞にも掲載され、どのようになるのか楽しみにしています。うちの施設では、児童福祉法に基づく施設として、こどもの相談を受けていますが、そのお子さんの中で重層的支援体制整備事業にかかわるケースがあります。18 歳未満の子供でかかわっている例えば虐待など、焼津市にはこども相談センターがあります。8 月 14 日、保健センターがアトレ庁舎に移りこども相談センターと一体化をした改正児童福祉法に基づく子ども家庭センターができます。その中で、困りごとマルっとサポートセンターと要対協（要保護児童対策地域協議会）と関わりのあるお子さんをどのような整理をするのか教えてください。

(河口地域福祉課係長)

困りごとマルっとサポートセンターは、庁内のプロジェクト化をしております、7 部 12 課の体制で推進をしています。その中で、こども分野も入っており、連携の 1 点となります。要対協に関わる事業に対しての連携につきましては、資料 1 枚目のフローのとおり、重層的支援会議を開催する中で、各分野に関わる方を招集し、そのなかで要対協に参加した方に出席していただくことがあると考えています。個人情報の開示も可能となりますので、ここで情報を教えていただき支援方針に繋げていくということが連携のひとつとなっております。

(見原委員)

会議に加わることもあると思うので、情報共有をきっちりお願いしたいと思います

(矢部委員)

現場の意見としまして、包括支援センターなども運営していますが、困難な事例としまして、分類した時にどこにも当てはまらないケースが増えてきています。重層的支援体制整備事業が出来ていけば現場としてははすごく助かります。

(斎藤委員)

私達は障害の事業所ですが、近年、重複するところが多く、ひきこもりの方で障害の方といった場合など、なかなかサービスに繋がられないことがあります。相談担当と現場サイドと行政と話し合いをして、どのようにすればいいのか話をする機会が多くあります。困りごとマルっとサポート事業ができれば、何らかの支援ができるのではと期待しています。

(小林議長)

他にございますか。質疑がないようですので、全体を通して何かご意見・ご質問などございましたらお願いします。

(小林議長)

他にございますか。質疑がないようですので、ここで打ち切ります。以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。皆様のご協力に感謝申し上げます。